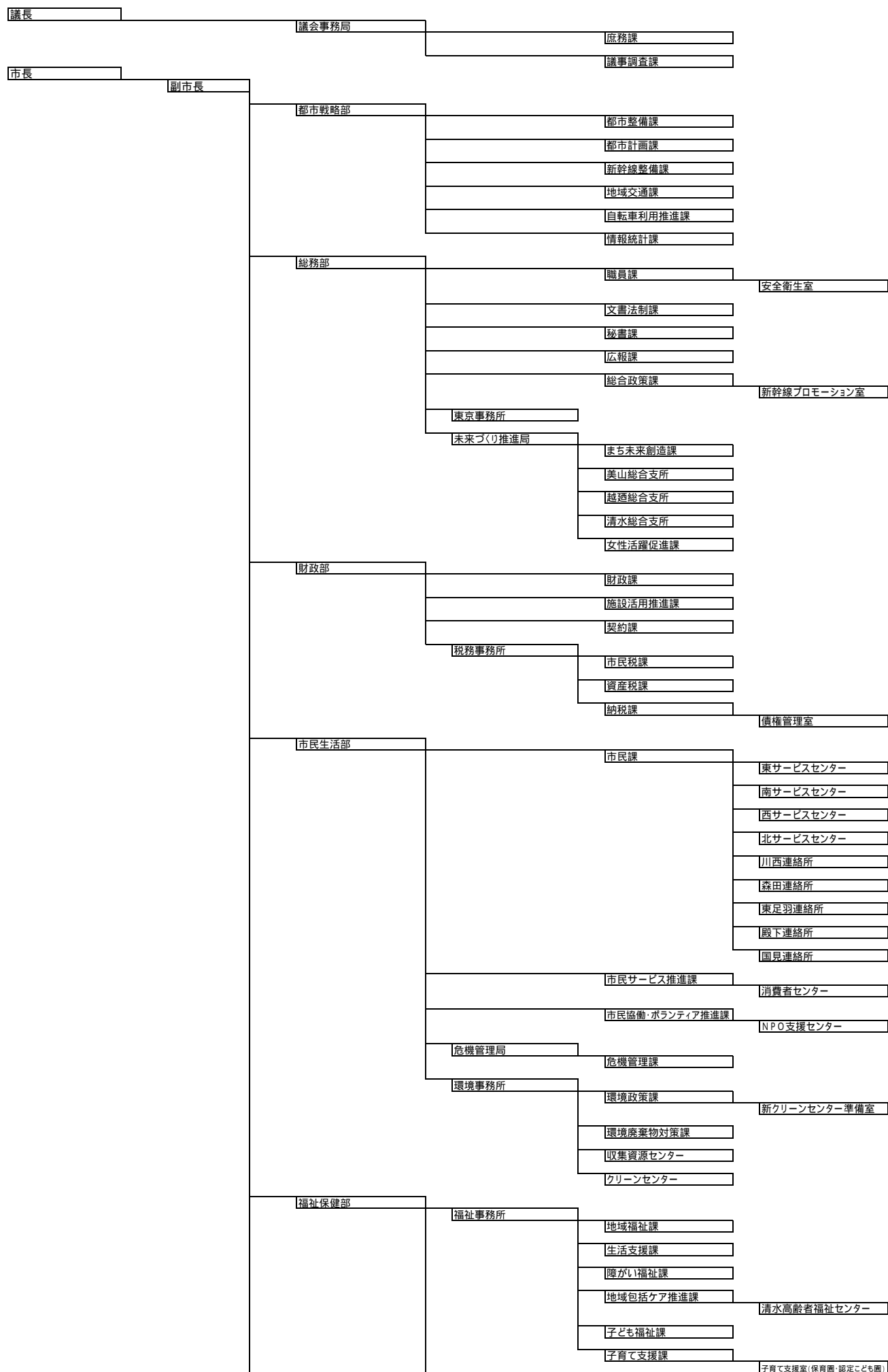
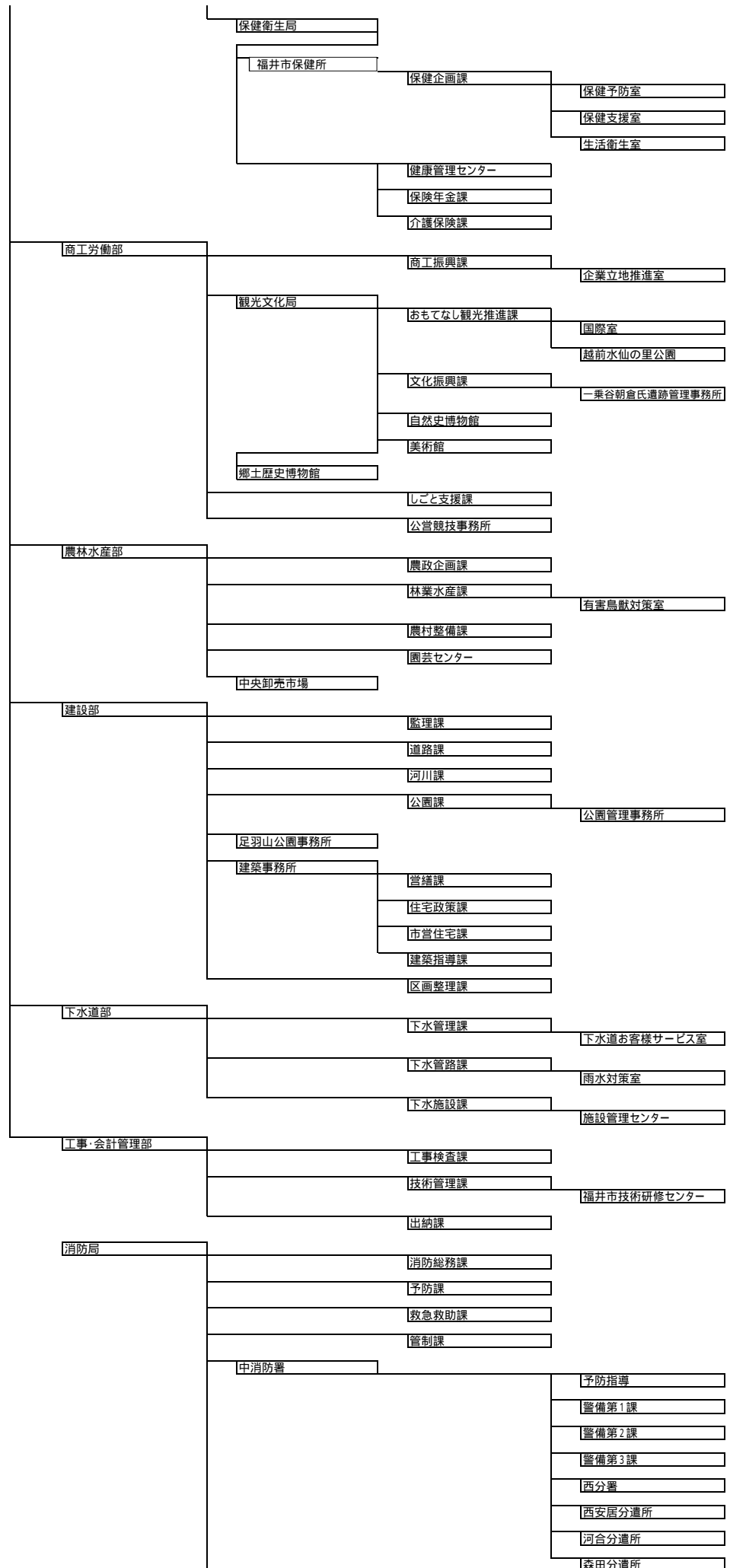


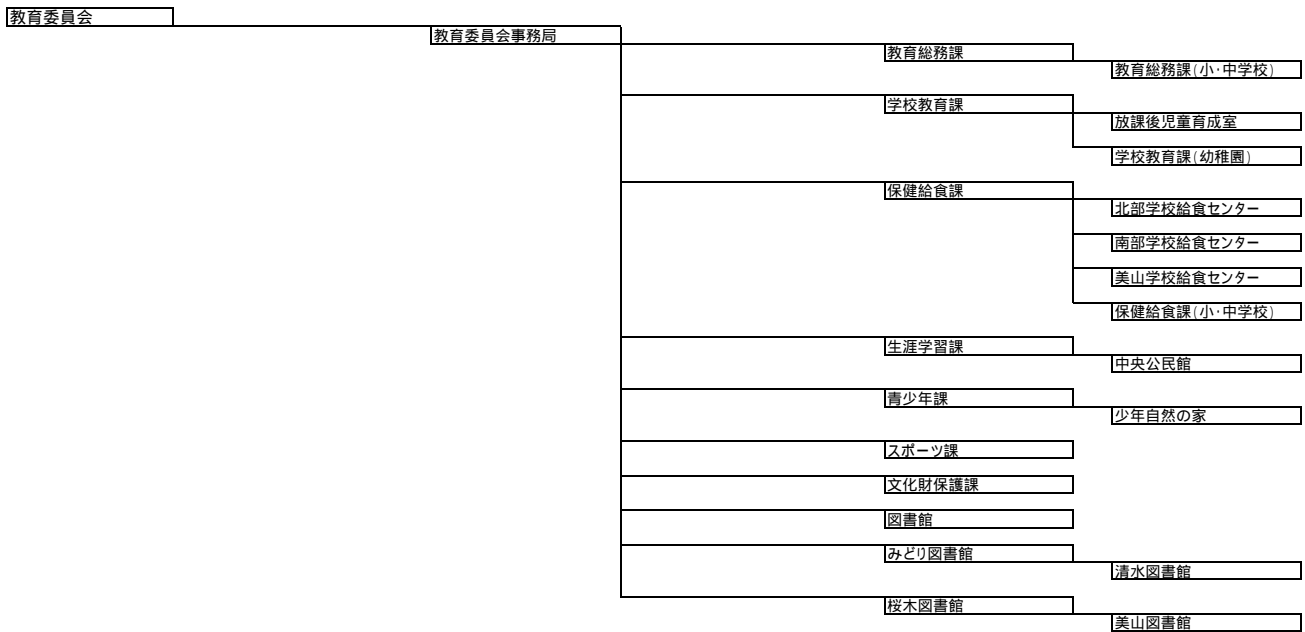
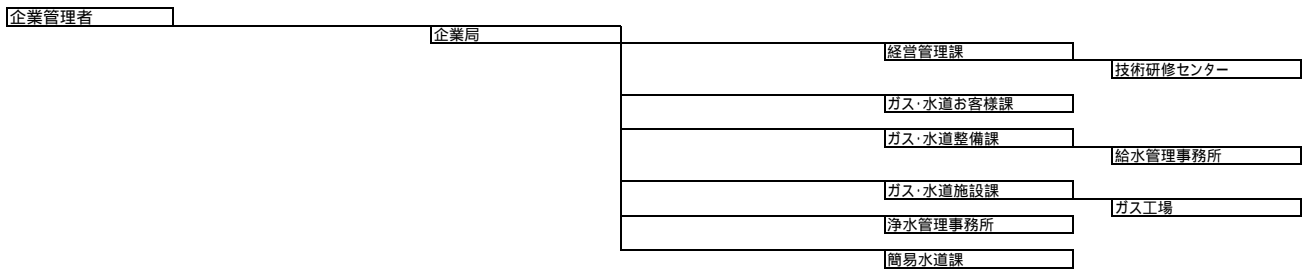
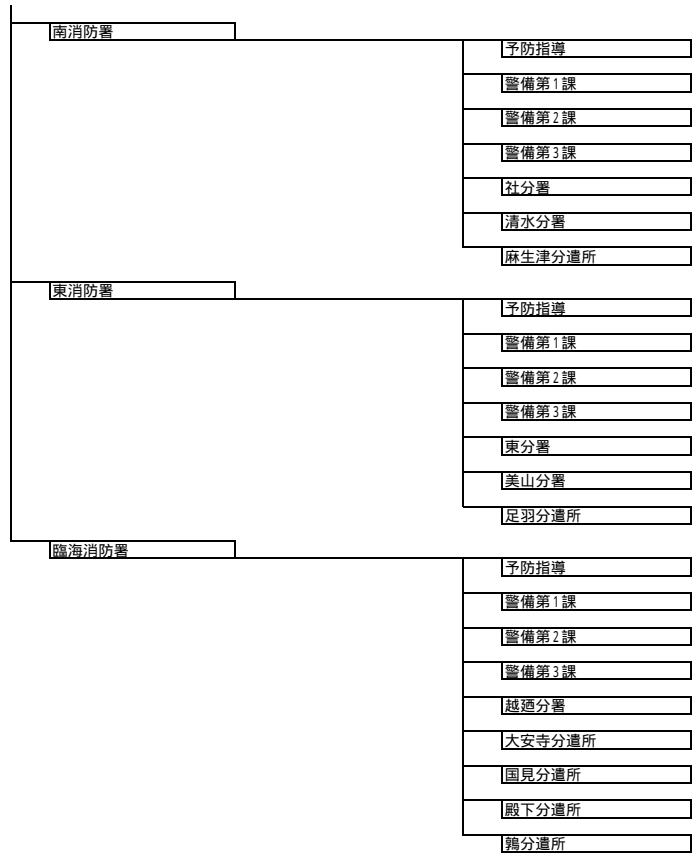
總

務

行政組織機構図(H31.4.1)







監査委員 監査事務局

選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局

農業委員会 農業委員会事務局

公平委員会

固定資産評価審査委員会

歴 代 三 役

1 歴 代 市 長

| 代 | 氏 名 | 期 間 | 代 | 氏 名 | 期 間 |
|---|-------|--------------|----|--------|--------------|
| 1 | 鈴木 準道 | 明22.5 ~ 28.1 | 9 | 落合 慶四郎 | 昭16.9 ~ 20.9 |
| 2 | 渡辺 弘 | 28.4 ~ 34.7 | 10 | 熊谷 太三郎 | 20.10 ~ 34.5 |
| 3 | 東郷 龍雄 | 34.9 ~ 40.9 | 11 | 坪川 信三 | 34.5 ~ 38.5 |
| 4 | 山品 捨録 | 40.10 ~ 大9.8 | 12 | 島田 博道 | 38.5 ~ 49.3 |
| 5 | 武内 徹 | 大10.6 ~ 15.8 | 13 | 大武 幸夫 | 49.5 ~ 平6.1 |
| 6 | 永井 環 | 15.8 ~ 昭5.8 | 14 | 酒井 哲夫 | 平6.3 ~ 18.3 |
| 7 | 大月 齊庵 | 昭5.11 ~ 10.1 | 15 | 坂川 優 | 18.3 ~ 19.10 |
| 8 | 斉藤 直橘 | 10.7 ~ 16.8 | 16 | 東村 新一 | 19.12 ~ |

2 歴 代 助 役 ・ 副 市 長

| 代 | 氏 名 | 期 間 | 代 | 氏 名 | 期 間 |
|----|--------|---------------|----|--------|--------------|
| 1 | 牧野 四郎 | 明22.6 ~ 26.7 | 14 | 北川 正一 | 22.5 ~ 33.7 |
| 2 | 山品 捨録 | 26.7 ~ 26.8 | 15 | 藤田 善男 | 34.5 ~ 42.5 |
| 3 | 野中 樵夫 | 27.2 ~ 28.2 | 16 | 山際 喜一 | 42.6 ~ 50.6 |
| 4 | 松村 志計里 | 28.2 ~ 34.7 | 17 | 横田 一二 | 50.6 ~ 58.6 |
| 5 | 山品 捨録 | 32.7 ~ 34.7 | 18 | 山本 務 | 58.6 ~ 平7.3 |
| 6 | 塚原 儀三郎 | 34.8 ~ 40.4 | 19 | 清水 彰一 | 平7.4 ~ 11.3 |
| 7 | 三沢 敬太 | 40.4 ~ 大6.4 | 20 | 奈良 一機 | 11.4 ~ 18.3 |
| 8 | 山下 林樹 | 大6.10 ~ 10.9 | 21 | 笠松 泰夫 | 11.4 ~ 14.3 |
| 9 | 野村 外来雄 | 11.2 ~ 15.2 | 22 | 東村 新一 | 18.4 ~ 19.11 |
| 10 | 清田 栄治 | 昭2.6 ~ 5.3 | 23 | 吹矢 清和彦 | 20.2 ~ 24.7 |
| 11 | 石野 庄次郎 | 5.2 ~ 13.12 | 24 | 山田 義彦 | 24.4 ~ |
| 12 | 関 市太郎 | 13.1 ~ 17.9 | 25 | 清水 正明 | 24.8 ~ 28.8 |
| 13 | 水間 尹夫 | 昭14.4 ~ 21.11 | 26 | 西行 茂 | 28.8 ~ |

3 歴 代 収 入 役

| 代 | 氏 名 | 期 間 | 代 | 氏 名 | 期 間 |
|---|--------|---------------|----|-------|----------------|
| 1 | 杉山 敬介 | 明22.7 ~ 29.7 | 10 | 田島 正忠 | 昭44.12 ~ 48.12 |
| 2 | 吉田 千倉 | 29.8 ~ 32.8 | 11 | 小嶋 龍美 | 48.12 ~ 52.3 |
| 3 | 早瀬 正二 | 32.8 ~ 大3.3 | 12 | 東郷 主馬 | 52.5 ~ 60.4 |
| 4 | 山下 林樹 | 大3.4 ~ 6.10 | 13 | 玉村 重信 | 60.6 ~ 平元.6 |
| 5 | 熊川 知之 | 6.11 ~ 昭4.11 | 14 | 岡本 岩男 | 平元.6 ~ 5.3 |
| 6 | 牧野 繁雄 | 昭4.11 ~ 14.4 | 15 | 服部 博秋 | 5.3 ~ 9.3 |
| 7 | 古市 定吉 | 14.4 ~ 28.8 | 16 | 花山 豪 | 9.3 ~ 13.3 |
| 8 | 馬来田 善充 | 28.12 ~ 40.12 | 17 | 堀江 廣海 | 13.3 ~ 17.3 |
| 9 | 田村 十弥雄 | 40.12 ~ 44.12 | | | |

特 別 職 職 員

(令和元年7月1日現在)

| 職 名 | 氏 名 | 選 任 期 日 | 任 期 | 任 期 満 了 | |
|---------------------------|-----------|----------------|--------------|---------------|-------------|
| 市 長 | 東 村 新 一 | 平 27 . 12 . 23 | 4 年 | 令 元 . 12 . 22 | |
| 副 市 長 | 山 田 義 彦 | 28 . 4 . 1 | 4 年 | 2 . 3 . 31 | |
| | 西 行 茂 | 28 . 8 . 10 | 4 年 | 2 . 8 . 9 | |
| 企 業 管 理 者 | 谷 澤 正 博 | 28 . 8 . 10 | 4 年 | 2 . 8 . 9 | |
| 教 育 委 員 会 | 教 育 長 | 吉 川 雄 二 | 29 . 6 . 27 | 3 年 | 2 . 6 . 26 |
| | 委 員 | 佐 藤 藤 枝 | 27 . 12 . 18 | 4 年 | 元 . 12 . 17 |
| | | 木 村 敦 子 | 30 . 10 . 1 | 4 年 | 4 . 9 . 30 |
| | | 春 木 伸 一 | 28 . 12 . 22 | 4 年 | 2 . 12 . 21 |
| | | 多 田 和 博 | 29 . 12 . 24 | 4 年 | 3 . 12 . 23 |
| 監 査 委 員 | 常 勤 | 谷 川 秀 男 | 27 . 9 . 22 | 4 年 | 元 . 9 . 21 |
| | 識 見 選 任 | 滝 波 秀 樹 | 29 . 6 . 30 | 4 年 | 3 . 6 . 29 |
| | 議 会 選 任 | 伊 藤 洋 一 | 令 元 . 5 . 28 | 議員の任期 | |
| | | 水 島 秀 晃 | 元 . 5 . 28 | 議員の任期 | |
| 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 | 藤 井 健 夫 | 平 29 . 3 . 26 | 4 年 | 3 . 3 . 25 | |
| | 小 林 範 雄 | 29 . 3 . 26 | 4 年 | 3 . 3 . 25 | |
| | 出 見 隆 文 | 29 . 3 . 26 | 4 年 | 3 . 3 . 25 | |
| | 岩 永 佳 代 子 | 29 . 3 . 26 | 4 年 | 3 . 3 . 25 | |
| 公 平 委 員 会 委 員 | 金 井 亨 | 30 . 10 . 1 | 4 年 | 4 . 9 . 30 | |
| | 益 永 哲 郎 | 29 . 12 . 24 | 4 年 | 3 . 12 . 23 | |
| | 中 川 美 津 恵 | 27 . 10 . 2 | 4 年 | 元 . 10 . 1 | |
| 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員 | 増 田 健 治 | 30 . 10 . 1 | 3 年 | 3 . 9 . 30 | |
| | 勝 田 輝 | 28 . 12 . 22 | 3 年 | 元 . 12 . 21 | |
| | 田 中 昭 美 | 30 . 4 . 1 | 3 年 | 3 . 3 . 31 | |

給 与 ・ 報 酬

(平成31年4月1日現在)

| 職 名 | | 基 礎 | 支 払 額 | 職 名 | | 基 礎 | 支 払 額 |
|----------------------|---------------------------|-----|------------|-------------------|--------------------------|-----|--------|
| 市 長 | | 月 | 1,058,000円 | 公平委員会委員 | 委員 長員 | 日 | 17,000 |
| 副 市 長 | | " | 874,000 | 委 委 | 員 員 | " | 16,000 |
| 企 業 管 理 者 | | " | 740,000 | 固定資産評価 審査委員会委員 | 委 員 長員 | 日 | 17,000 |
| 教 育 長 | | " | 740,000 | 委 委 | 員 員 | " | 16,000 |
| 教育委員会 委 員 | 委 員 | " | 71,000 | 農 業 委 員 会 委 員 | 会 長 | 月 | 75,000 |
| 監 査 委 員 | 常 勤 識 見 選 任 議 会 選 任 | " | 548,000 | | 会 長 職 務 代 理 者 | " | 45,000 |
| | | " | 165,000 | | 委 員 | " | 34,000 |
| | | " | 33,000 | | 農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 | " | 25,000 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 | 委 員 長員 | " | 60,000 | | | | |
| | 委 委 | " | 48,000 | | | | |

職 員 数

1 所属別職員数

(平成31年4月1日現在)

| 所属区分 | 定数 | 職 員 | | 合計 |
|-------------|--------|--------|------|-------|
| | | 消防吏員以外 | 消防吏員 | |
| 市長事務部局 | 1,601人 | 1,565人 | 2人 | 1567人 |
| 議会事務部局 | 20 | 19 | 0 | 19 |
| 選挙管理委員会事務部局 | 5 | 2 | 0 | 2 |
| 監査委員事務部局 | 8 | 8 | 0 | 8 |
| 農業委員会事務部局 | 12 | 9 | 0 | 9 |
| 教育委員会事務部局 | 339 | 225 | 0 | 225 |
| 企業事務部局 | 150 | 112 | 0 | 112 |
| 消防事務部局 | 356 | 5 | 345 | 350 |
| 派遣 | | 31 | 4 | 35 |
| 合計 | 2,491 | 1,976 | 351 | 2,327 |

一般任期付職員（3名）及びフルタイム再任用職員（35名）を含む。

育休代替任期付職員（39名）を除く。

2 職種別職員数

(平成31年4月1日現在)

| 区分 | 一般行政職 | 税務職 | 医療職 | 看護保健職 | 福祉職 | 消防職 | 企業職 | 技能労務職 | 教育職 | 計 | |
|-------------|--------|-----|-----|-------|------|-----|-----|-------|-----|--------|-------|
| 市長事務部局 | 1,079人 | 98人 | 19人 | 69人 | 245人 | 2人 | 0人 | 45人 | 10人 | 1,567人 | |
| 議会事務部局 | 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 19 | |
| 選挙管理委員会事務部局 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | |
| 監査委員事務部局 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | |
| 農業委員会事務部局 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | |
| 教育委員会事務部局 | 160 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 53 | 8 | 225 | |
| 企業事務部局 | 36 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 76 | 0 | 0 | 112 | |
| 消防事務部局 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 345 | 0 | 0 | 0 | 350 | |
| 派遣 | 29 | 0 | 0 | 0 | 2 | 4 | 0 | 0 | 0 | 35 | |
| 合計 | 1,348 | 98 | 21 | 71 | 247 | 351 | 76 | 97 | 18 | 2,327 | |
| 内 訳 | 男 | 920 | 50 | 8 | 1 | 6 | 347 | 72 | 47 | 0 | 1,451 |
| | 女 | 428 | 48 | 13 | 70 | 241 | 4 | 4 | 50 | 18 | 876 |

一般任期付職員（3名）及びフルタイム再任用職員（35名）を含む。

育休代替任期付職員（39名）を除く。

給 料

1 級別職員平均給料

(平成31年4月1日現在)

| 級 | 標準職務 | 人員 | 給料月額(支給額) | | |
|----|--------------|-------|-----------|----------|----------|
| | | | 最高 | 最低 | 平均 |
| 9級 | 理事・消防正監 | 20人 | 484,005円 | 460,320円 | 472,613円 |
| 8級 | 副理事・消防監 | 36 | 462,897 | 422,266 | 446,492 |
| 7級 | 副理事・参事・消防司令長 | 58 | 429,900 | 422,266 | 425,876 |
| 6級 | 参事・副参事・消防司令長 | 267 | 420,300 | 368,256 | 405,083 |
| 5級 | 主幹・消防司令 | 436 | 425,200 | 360,100 | 382,942 |
| 4級 | 副主幹・消防司令補 | 430 | 386,400 | 269,500 | 347,570 |
| 3級 | 主査・消防士長 | 409 | 344,100 | 237,800 | 283,286 |
| 2級 | 主事・技師・消防副士長等 | 419 | 304,200 | 199,400 | 228,105 |
| 1級 | 主事・技師・消防士等 | 276 | 247,600 | 153,000 | 195,814 |
| 合計 | | 2,351 | 484,005 | 153,000 | 314,881 |

一般任期付職員(3名)及びフルタイム再任用職員(35名)を含む。

育休代替任期付職員(39名)を含む。

給料月額は、平成27年4月1日施行の給与条例による経過措置額を含む。

2 職種別平均給料及び平均年齢

(平成31年4月1日現在)

| 職種 | 職員数 | 平均給料(支給額) | 平均年齢 | 勤続年数 |
|-------|--------|-----------|--------|--------|
| 一般職 | 2,254人 | 314,086円 | 40歳8ヵ月 | 16年7ヵ月 |
| 技能労務職 | 97 | 333,366 | 50歳1ヵ月 | 21年6ヵ月 |
| 合計 | 2,351 | 314,881 | 41歳1ヵ月 | 16年9ヵ月 |

一般任期付職員(3名)及びフルタイム再任用職員(35名)を含む。

育休代替任期付職員(39名)を含む。

給料月額は、平成27年4月1日施行の給与条例による経過措置額を含む。

3 新規採用職員数及び初任給

| 区分 | 初任給(平成31年4月1日現在) | | 採用状況(4月1日現在) | | |
|-----|------------------|----------|--------------|-------|-------|
| | 号級 | 給料 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
| 高校卒 | 1級9号給 | 153,500円 | 10人 | 8人 | 4人 |
| 短大卒 | 1級19号給 | 167,200 | 18 | 12 | 9 |
| 大学卒 | 1級29号級 | 187,200 | 74 | 71 | 49 |
| 合計 | | | 102 | 91 | 62 |

情報公開・個人情報保護

情報公開制度は、地方自治の本旨に即した市政を推進する上において、市の保有する情報の開示が重要であることにかんがみ、市民の情報の開示を請求する権利を保障するとともに、情報の開示に関し必要な事項を定めることにより、広く市政に関する知る権利を尊重し、もって市政への市民参加を促進し、市民と市との信頼関係の強化及び市政の公正な運営を図ることを目的とするもので、平成9年度から福井市情報公開条例を施行している。

個人情報保護制度は、個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定め、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするもので、平成15年度から福井市個人情報保護条例を施行している。

1 情報公開・個人情報開示決定状況

情報公開決定状況

| | 全部開示 | 一部開示 | 非開示 | 文書不存在 | 取下げ、その他 | 合計 |
|--------|------|------|-----|-------|---------|-----|
| 平成28年度 | 569 | 86 | 0 | 19 | 26 | 700 |
| 平成29年度 | 469 | 59 | 1 | 5 | 0 | 534 |
| 平成30年度 | 464 | 61 | 0 | 7 | 4 | 536 |

個人情報開示決定状況

| | 全部開示 | 一部開示 | 非開示 | 文書不存在 | 取下げ、その他 | 合計 |
|--------|------|------|-----|-------|---------|----|
| 平成28年度 | 22 | 16 | 0 | 3 | 0 | 41 |
| 平成29年度 | 18 | 12 | 0 | 5 | 0 | 35 |
| 平成30年度 | 11 | 31 | 0 | 7 | 10 | 59 |

2 情報公開審査会・個人情報保護審査会

委員数 5人

審査会開催回数

| 年 度 | 情報公開審査会 | 個人情報保護審査会 |
|--------|---------|-----------|
| 平成28年度 | 4 | 1 |
| 平成29年度 | 3 | 1 |
| 平成30年度 | 1 | 1 |

3 個人情報取扱事務登録状況

| 年 度 | 件 数 |
|--------|-----|
| 平成28年度 | 632 |
| 平成29年度 | 632 |
| 平成30年度 | 664 |

広 報

市と市民との双方向コミュニケーションを築くため、情報化社会に対応した多様なメディアを活用し、地域と市民活動に関する情報や行政情報を市民に分かりやすく積極的に広報する。

1 広報ふくいの発行

施策や事業などの情報を分かりやすく編集した「広報ふくい」を発行した。

(平成30年度)

22回発行(原則毎月10日・25日、各87,000部)

自治会を通じて各世帯に配布するほか、公共施設や金融機関・コンビニエンスストアなどに配置

2 民放テレビ広報

市の重要施策や特色ある事業について、分かりやすく紹介した広報番組を制作し、民間放送で放送した。

(平成30年度)

| 放送局 | 番組名 | 内 容 | 時間 | 放送時間帯 | 制作数 |
|-------|--------------|------------------------|-----|---------------------|-----|
| 福井放送 | それゆけ! 福井市調査隊 | 探偵に扮したりポーターが市内を巡り調査し紹介 | 15分 | 土曜または日曜日の午後(平日に再放送) | 6本 |
| 福井テレビ | 福いっぱいテレビ | 市政課題や重要施策・事業を紹介 | 15分 | 土曜または日曜日の午後(平日に再放送) | 6本 |

3 CATV広報

ケーブルテレビの行政チャンネル「ふくチャンネル」を運用し、市の施策やお知らせ、地域や市民の情報などを紹介した広報番組を制作し、放送した。

(平成30年度)

| 放送局 | 番組名 | 内 容 | 時間 | 放送更新 | 制作数 |
|-----------|------------|---------------------|------|--------------------|-----|
| 福井ケーブルテレビ | いきいき情報ふくい | 市の施策や地域の特色ある行事などを紹介 | 約15分 | 月2回 | 24本 |
| | やるっさFUKUI | がんばる市民と福井のホットな情報を紹介 | 約15分 | 月2回 | 24本 |
| | ふくいもり | 各地区の紹介や旬の話題を紹介 | 約10分 | 月2回 | 24本 |
| | ビデオライブラリー | イベントや講演会を放送 | 約60分 | 年5回 | 5本 |
| | 市役所情報局 | 民放番組の再放送等 | 約20分 | 月2回 | 24本 |
| | ふくチャンネル回覧板 | イベント情報や市からのお知らせを放送 | 10分 | 週1回 | 52本 |
| | 市場NOW!! 2 | 中央卸売市場の旬な品物を紹介 | 3分 | 月1回 (9~12月は月2回) | 16本 |
| | コマーシャル | 市の施策や業務を紹介 | 30秒 | 随時 | 4本 |
| | 市長記者会見 | 市長記者会見の中継及び再放送 | 約30分 | 年7回 | 7本 |

| 放送局 | 番組名 | 内 容 | 時間 | 放送更新 | 制作数 |
|-----------|------|------------------------|----|------|-----|
| 福井ケーブルテレビ | 議会中継 | 市議会本会議・予算特別委員会の中継及び再放送 | | | |

競輪開催時はサブチャンネルで競輪を中継放送
2は中央卸売市場が番組制作

4 ラジオ広報

市の施策やお知らせなど、市民生活に身近な情報をラジオ放送で紹介した。

(平成30年度)

| 放送局 | 番組名 | 内 容 | 時間 | 放送時間帯 | 制作数 |
|----------|----------------|-----------------------|------------|---------------------|------|
| 福井エフエム放送 | 福井市政ガイド | 市の取組やイベントを紹介 | 5分 | 毎週日曜 14:55～15:00 | 53本 |
| 福井街角放送 | 市役所通信 | 各所属の職員がスタジオで行事等の情報を紹介 | 5分～ 15分 | 毎週金曜 12:20～ | 52本 |
| | 情報BOXふくい | 催事や講座募集などの情報提供 | 5分 | 毎週金曜 12:50～12:55 | 52本 |
| | イブニングショットFUKUI | 催事や講座募集などの情報提供 | 5分 | 毎週火曜 17:40～17:45 | 52本 |
| | デイリーふくい | 催事や講座募集などの情報提供 | 1分 | 毎週月～金曜 8:50～ | 260本 |

5 インターネット広報

ホームページで市の紹介や新着情報を掲載するほか、トップページのサイネージエリア(画像)を活用し、市の重要施策や観光情報、イベント情報を発信した。

各ソーシャルメディアを活用し、市からのお知らせやイベント情報を発信した。

(平成30年度アカウント数)

Facebook 35、Twitter 19、YouTube 8、Instagram 4、cookpad 1

6 記者会見

市長が、市の重要施策等を報道機関に説明するとともに、市民に向けてケーブルテレビの「ふくチャンネル」で放送した。

(平成30年度)

7回

7 報道機関への情報(資料)提供

市の各所属の施策や事業、お知らせについて、報道機関に情報提供した。

第七次福井市総合計画

1 総合計画策定の趣旨

福井市では、昭和43年の「福井市行政計画（第一次）」以来六次にわたり、市政運営の基本となる総合計画を策定し、市勢発展に努めてきた。

この間、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化してきた。特に近年、少子化・高齢化の進行に加え、若い世代が地方から大都市圏へ流出することで、一層地方の人口減少が進み、社会や経済に様々な影響を与えている。

こうしたことから、本市を取り巻く環境の変化や社会経済の動向に対応する新たな総合計画として「第七次福井市総合計画」を策定した。

総合計画とは、市の特性に応じた将来像及びこれを達成するための基本的な方針を明らかにし、総合的かつ計画的に市政運営を行うための計画であり、本計画では、今後5年間とさらにその先の将来を見据えて、目指すべき本市の有るべき姿を描いた。

子どもから高齢者まで、全ての市民が安全・安心で豊かな生活を送ることができるよう、市民と行政が様々な場面で手を携え、民間の活力を活用しながら、本市の輝く未来と、「全国に誇れる ふくい」の実現に向けた取組を推進するための指針となるものである。

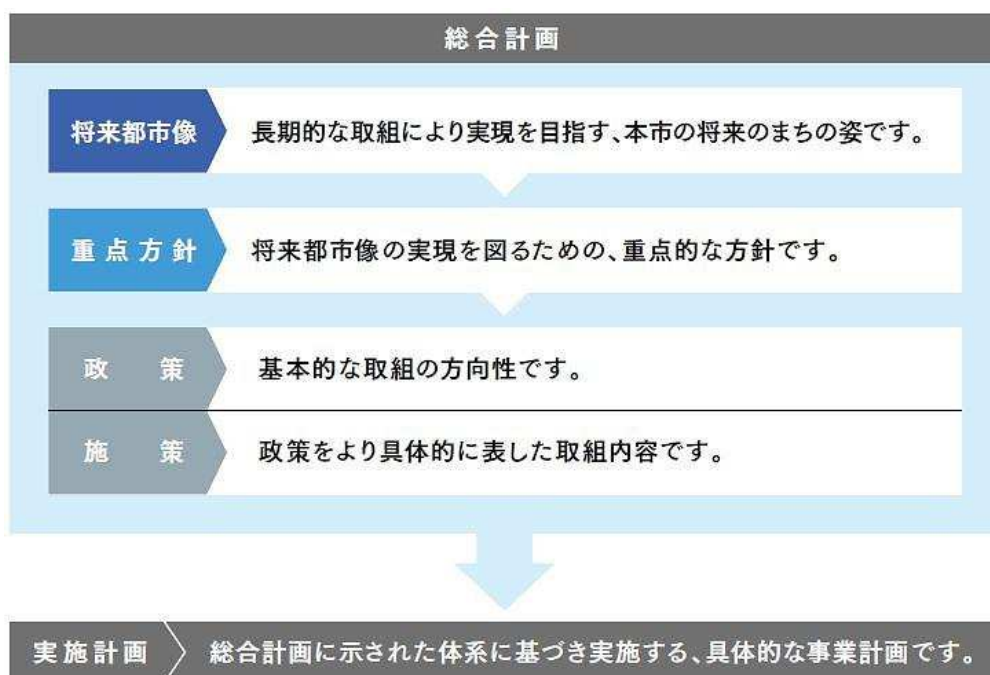
2 計画期間

平成29年度～令和3年度。

社会状況の変化に弾力的に対応できるよう、計画期間を5年としている。

3 構成

「将来都市像」「重点方針」「政策」「施策」で構成する。



4 将来都市像

第六次総合計画で定めた将来都市像「自然・活気・誇りにみちた 人が輝く かえりたくなるまち ふくい」の理念を受け継ぎつつ、10年、20年先の将来を見据えた長期的な取組により実現を目指す本市のまちの姿として、次の「将来都市像」を定める。

将来都市像

みんなが輝く 全国に誇れる ふくい

誰もが住み続けたい、住んでみたいと思える福井市づくりのためには、市民、地域、企業など本市のすべてが輝き、みんなが豊かさを実感できるまちづくりを進めることが必要である。

また、人口減少社会の中で、将来にわたり活力ある福井市を築くためには、市民一人ひとりのふるさと福井に対する誇りの醸成と、全国に向けた発信が、ますます重要になる。

行政のみならず市民や企業など、それぞれの連携を強化し、総力を挙げて「みんなが輝く 全国に誇れる ふくい」の実現を目指す。

5 重点方針

将来都市像の実現を図るため、次の「重点方針」を定める。

重点方針

◆ 豊かな地域づくり ◆ 輝く未来への挑戦

将来を見据えたまちづくりを進めていくには、これまで培ってきたバランスのとれたまちづくりを基礎に、さらに地域の資源や特色を最大限に活かし、住む人にとっても、来る人にとっても、快適で個性豊かな地域づくりを充実させていくことが重要である。

また、平成29年度から令和3年度までの5年間、本市を取り巻く環境は、大きな転換期を迎える。

30年度に開催される福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会。31年度の中核市移行。令和2年度の東京オリンピック・パラリンピック。そして、令和3年度には、翌年度の北陸新幹線福井開業に向けた総仕上げの年を迎える。

この好機を逸することなく、様々な取組を積極的に展開し、輝く未来の福井市を描けるよう果敢に挑戦していくことが必要である。

この重点方針に基づき、「快適に暮らすまち」、「住みよいまち」、「活き活きと働くまち」、「学び成長するまち」の4つの分野毎に、市政全般にわたる政策・施策に取り組んでいく。

将来都市像

みんなが輝く 全国に誇れる

重点方針

◆ 豊かな地域づくり
◆ 輝く未来への挑戦

政 策

| | | |
|-------------------------|----|--------------------------------------|
| I 快適に暮らすまち | 1 | まちなかの充実した都市機能により多様な人が集まるまちをつくる |
| | 2 | 地域の特色を活かし魅力的で活力のあるまちをつくる |
| | 3 | 強靱な社会基盤と安全で快適な生活環境が整ったまちをつくる |
| II 住みよいまち | 4 | 市民が自らの役割と責任を担い誰もが尊重され活躍できる住みよいまちをつくる |
| | 5 | すべての市民が健康で生きがいを持ち安心して暮らせるまちをつくる |
| | 6 | 環境にやさしい持続可能なまちをつくる |
| | 7 | 災害・事故に強い安全・安心なまちをつくる |
| III 生き生きと働くまち | 8 | 若者が希望を持てる農林水産業のまちをつくる |
| | 9 | 活力と魅力あふれる商工業が発展しつづけるまちをつくる |
| | 10 | 観光資源を磨き上げおもてなしの心があふれる観光のまちをつくる |
| IV 学び成長するまち | 11 | 郷土の文化や歴史、自然を活かした個性的で魅力あるまちをつくる |
| | 12 | 健やかで自立心をもった感性豊かな子どもを育むまちをつくる |
| | 13 | 市民が自主的に生涯学習や生涯スポーツを楽しむまちをつくる |

総合計画を推進するために

ふくい

施策

- ① まちなかの資源を活かした魅力と風格ある県都の顔をつくる
- ② にぎわいのある空間を創出しまちなかの活性化を図る
- ③ 北陸新幹線の整備を進める

- ① 地域の特色と資源を活かした個性豊かな地域をつくる
- ② 地域の生活を支える利便性の高い交通システムを構築する
- ③ 快適な市民の憩いの場をつくる

- ① 強靱な社会基盤を整備する
- ② 生活排水を適切に処理し良好な水環境を維持する
- ③ 安全で安心なおいしい水と都市ガスを安定供給する

- ① 女性が輝く社会の実現を図る
- ② 多文化共生の地域づくりと国際交流を推進する
- ③ 力を出し合いみんなで担う協働のまちづくりを進める
- ④ 住民が主体となったまちづくりを進める

- ① 生涯にわたる健康づくりを支援する
- ② 子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくる
- ③ 高齢者が生涯にわたって社会参画でき安心して暮らせる環境をつくる
- ④ 障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援する
- ⑤ 生活困窮者の自立を支援する

- ① 良好な生活環境や水とみどり豊かな都市環境を守り育てる
- ② 環境負荷低減の取組を推進する
- ③ 環境について考え行動できる人づくりを進める

- ① 地域の防災力を高める
- ② 火災等から人命と財産を守る
- ③ 地域における防犯力を向上する
- ④ 安全で安心な消費生活を支える
- ⑤ 交通安全対策を推進する

- ① 稲作の強化と園芸の推進により農業経営の複合化を図る
- ② 伐って守る林業とつくり育てる水産業を振興する
- ③ 農産物のブランド化と需要を拡大する
- ④ 農山漁村の生活環境を守る

- ① 地域の商工業を振興する
- ② 創業の促進と事業承継の円滑化を支援する
- ③ 福井で働くことを応援する

- ① 文化や自然を活かした観光資源を磨き上げ発信する
- ② 観光を通してイメージアップを推進する
- ③ おもてなしの充実を図る

- ① 市民の誇りとなる文化芸術を振興する
- ② 歴史や文化遺産を保存・継承し活用する
- ③ 自然科学教育で子どもの夢を育てる

- ① 子どもの生きる力を伸ばす学校教育を充実する
- ② 子どもの健康増進を図る
- ③ 子どもの健全な育成を図る
- ④ 学びの場としての学校環境を整備する

- ① 市民の生涯学習を支援する
- ② 市民の生涯スポーツを支援する

- ① 時代の変化に対応できる組織体制を構築する
- ② 市民ニーズを捉えた満足度の高い行政サービスを提供する
- ③ 効率的で持続可能な行財政運営を行う

行政改革

本市では、昭和60年の「福井市行政改革大綱」策定以降、財政運営の健全化や事務事業の見直し等、行政改革の取組を進めている。

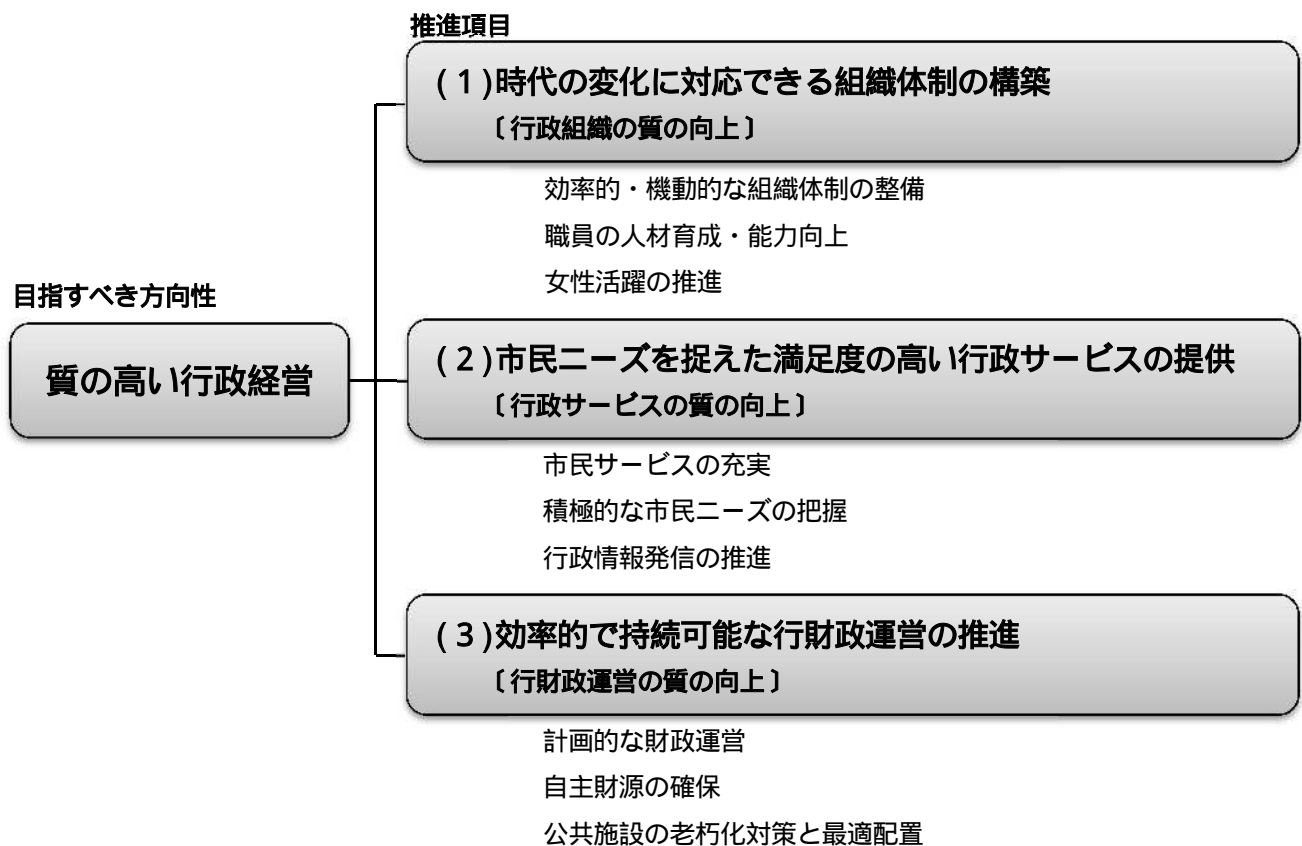
1 行政改革の経緯

| 年 月 | 内 容 |
|-----------------------------|---|
| 昭和60年 8月 (計画期間昭和60～62年度) | 「福井市行政改革大綱」 |
| 平成 7年11月 (計画期間平成8～10年度) | 「第二次福井市行政改革大綱」「第二次福井市行政改革実施計画」 (取組内容) 3区分、14分類、86項目 1 事務事業の見直し 2 財政運営の見直し 3 組織機構及び職員定数の見直し |
| 平成10年 8月 (計画期間平成10～12年度) | 「第二次福井市行政改革大綱」「第二次福井市行政改革実施計画」(改訂) (取組内容) 4区分、9分類、13項目 1 財政運営の健全化 2 人事管理・職員定数の適正化 3 事務事業の見直し 4 情報活用体制の推進 |
| 平成13年12月 (計画期間平成13～17年度) | 「福井市行政改革の基本方針」 (取組内容) 3区分、7分類、15項目 1 住民と行政との新たな関係の構築 2 新たな時代にふさわしい取り組み 3 効率的な行政運営の推進とその他の取り組み |
| 平成18年8月 (計画期間平成18～21年度) | 「福井市行政改革の新たな指針」 (取組内容) 5区分、12分類、38項目 1 事務事業の見直し 2 民間委託等の推進 3 定員管理の適正化等 4 分権型社会への対応 5 経費節減等の財政効果 |
| 平成22年2月 (計画期間平成22～26年度) | 「福井市行政改革指針」 (取組内容) 3区分、22項目 1 行政サービスの再点検 2 効率的な行政運営の推進 3 多様な主体との連携 |

| 年 月 | 内 容 |
|-----------------------------|---|
| 平成27年2月 (計画期間平成27～28年度) | 「福井市行財政改革指針」(改訂版) (取組内容)3区分、19項目 1 行政サービスの再点検 2 効率的な行政運営の推進 3 多様な主体との連携 |
| 平成29年2月 (計画期間平成29～令和3年度) | 「福井市行財政改革指針」 (取組内容)3区分、23項目 1 時代の変化に対応できる組織体制の構築〔行政組織の質の向上〕 2 市民ニーズを捉えた満足度の高い行政サービスの提供〔行政サービスの質の向上〕 3 効率的で持続可能な行財政運営の推進〔行財政運営の質の向上〕 |

2 「福井市行財政改革指針」〔平成29～令和3年度〕の概要

<行財政改革推進項目体系図>



東京事務所

北陸新幹線の福井開業に向けた首都圏でのタイムリーな情報発信による観光誘客や、U・Iターン、地場産品の販路拡大、企業立地の推進、中核市移行に向けて中央省庁及びその他関係機関との関係強化を図るため、平成28年4月より都心に東京事務所を開設した。

1 所在地

東京都千代田区日比谷公園 1 - 3 市政会館 5 階
電話番号：03-6457-9181

2 職務内容

- ・国会、各中央省庁等との連絡調整に関すること。
- ・首都圏における市政の情報収集及び発信に関すること。
- ・首都圏における観光情報の提供に関すること。
- ・首都圏における地場産品の販路拡大に関すること。
- ・首都圏における企業誘致に関する情報の提供に関すること。
- ・北陸新幹線開業に向けたシティープロモーション活動に関すること。
- ・本市への就職や移住などの情報発信に関すること。
- ・ふるさと納税に関すること。
- ・「福井市応援隊」に関すること。
- ・中核市及び連携中枢都市圏に関すること。

3 福井市応援隊事業

首都圏に在住している本市に愛着や関心を持っている人に会員になっていただき、福井市の情報発信、ふるさと納税の拡大、U・Iターンへの支援など会員それぞれの得意分野において会員と東京事務所とが協働し、首都圏から本市の活性化や課題解決を図る。

また、会員同士のミーティングの開催や本市のイベント情報などを定期的に発信するなど、各会員が首都圏で本市のPRを担ってもらえるように働きかける。

住 民 組 織

本市は、住民が自主的に結成している自治会との間で相互協力の関係を樹立している。また、各自治会から選ばれた人に自治会嘱託員を委嘱し、市行政の事務の一部を依頼している。

主な事務は、広報紙、各種通知の配布、共同募金等の取りまとめ、その他行政に関する相互連絡で、その内容は多岐多様にわたっている。

また、各公民館地区単位（一光地区は安居地区に統合）に一人ずつ地区嘱託員を委嘱し、地区内の自治会における意見調整や取りまとめを依頼している。

1 自治会の組織

（平成31年4月1日現在）

| 自治会数 | 嘱託員 | 加入世帯数 | 加入率 |
|-------|-------|--------|-------|
| 1,542 | 1,543 | 77,725 | 75.1% |

2 行政嘱託員の報償金

（1）自治会嘱託員の報償金

| 区分 | 基準 | 金額 |
|-----|---------|-----------|
| 世帯割 | 1世帯当たり | 年間 1,000円 |
| 均等割 | 100世帯未満 | 1,000円 |
| | 100世帯以上 | 6,000円 |

（2）地区嘱託員の報償金

| 区分 | 基準 | 金額 |
|-----|----|---------|
| 均等割 | 一律 | 30,000円 |

地 域 づ く り

個性豊かで笑顔あふれる地域づくりを推進するため、地域の特色と知恵を活かした住民主体のまちづくり事業を支援するとともに、地域の実情に応じた助言などを行う地域担当職員を配置して、地域住民と連携を図りながら地域の課題解決にあたる。また、中山間地域等においては、地域おこし協力隊や集落支援員を配置して地域コミュニティの保持や活性化を図る。

1 地域の未来づくり推進事業

(1) 目 的

地域の歴史・文化・自然などの特色と知恵を活かした住民主体のまちづくり事業を支援し、各地区での地域づくりを推進する。特に、住民自らが地域の将来を見据え取り組む事業への支援や、若者が自由な発想や若い感性で行う事業への支援を進め、地域での課題解決や、まちづくりの担い手育成を図る。

(2) 事業の内容

補助コース

「地域づくりコース」及び「若手育成コース」の財源として、ふるさと納税による寄附金を活用する。

| コース | | 対象 | | 内容 | 補助率 | 補助上限 (千円) | |
|-------|----------|---------------------------|-------|---|--------------|-------------------|---------------------------------|
| 地域づくり | | まちづくり組織 (1地区1組織) | | 【基本事業】 地域が魅力発信のために取り組む事業 市外まちづくり団体・地域住民との 交流、情報発信事業 地域の魅力を高める事業 | 65/100 以内 | ビジョン あり | 1,200 (+ふるさと納税分) |
| | | | | ビジョン なし | | 800 (+ふるさと納税分) | |
| | | | | 【ビジョン策定】 ビジョン策定に係る経費 | 10/10 以内 | | 100 |
| | | | | 【課題解決】 ビジョンに基づき取り組む 新たな課題解決事業 | 10/10 以内 | | 200 |
| 若手育成 | 新規 募集 | 16～40歳代を 中心とした グループ | 1年目 | 若者が主体となり地域を活性化させる事業 地域づくりコースとの連携を必須化 | 65/100 以内 | | 250 |
| | 継続 事業 | | 2,3年目 | | 65/100 以内 | | 250 (+ふるさと納税分) |
| | | | 4年目 | | 10/10 以内 | | ふるさと納税分 |
| 地域連携 | | 2地区以上で 構成される連携組織 | | 継続して広域的に取り組む事業 | 65/100 以内 | | 180× 連携地区数 (但し1,000千円を上限) |

まちづくりお助け隊派遣事業

地区のまちづくり活動を支援するため、まちづくり事業に関する助言等を行うアドバイザーを登録し、申請のあった地区へ派遣する。

2 地域担当職員制度

市職員が住民主体の地域づくり活動に参画するなど地域との関わりを積極的に深め、地域の様々な課題への対応や、地域と市の協働のまちづくりの更なる推進を目的として、公民館の区域48地区（一光地区は安居地区に含める）に地域専門職員（原則2名）を配置する。また、地域専門職員や分野別専門職員をサポートする職員を8公民館ブロックごとに1名配置する。

分野別専門職員の派遣

特定の分野の専門知識や経験が必要とされる場合は、分野別専門職員として担当所属の職員を適宜派遣する。派遣する職員は、地域専門職員の一員として活動する。

3 地域おこし協力隊および集落支援員事業

（1）地域おこし協力隊

都市部の人材を誘致し、中山間地域等への定住・定着を図るとともに、地域資源を最大に活用した地域産業や観光の活性化など、中山間地域等におけるまちづくりに新たな視点で取り組む地域の担い手を育成する。

【配置実績】殿下地区（2期目）1名（H30.12～継続）

地域おこし協力隊の配置人数（累計）5名（うち2名は退任後も福井市在住）

（2）集落支援員

中山間地域の振興に熱意と識見を有するものを地域集落支援員等に選任し、地域コミュニティの維持・活性化を図る。

【配置実績】地域集落支援員 芦見地区1名・上味見地区1名（H24.6～継続）

総 合 支 所

旧美山町、越廼村、清水町が福井市と合併したことで、旧町村区域の市民生活に支障をきたさないために、各区域を所管する総合支所を各旧庁舎に設置した。

1 各総合支所

| | | | |
|-----------|---------------|--------|--------------|
| （1）美山総合支所 | 福井市美山町第7号1番地 | 代表電話番号 | 0776-90-1111 |
| （2）越廼総合支所 | 福井市蒲生町第1号88番地 | 代表電話番号 | 0776-89-2111 |
| （3）清水総合支所 | 福井市小羽町第27号1番地 | 代表電話番号 | 0776-98-2001 |

2 職務内容

戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、埋火葬の許可、改葬許可、自動車臨時運行許可、障がい者福祉、高齢者福祉、子ども・母子などの医療費助成、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、介護保険、総合支所管内の計画、市政要望の連絡調整、市税（証明・収納・申告）、災害発生時の初期対応に関すること、有害鳥獣対策、道路事故の一次処理に関すること、河川及び水路に係る調査及び監督に関すること（美山総合支所に限る）、土地改良施設の維持管理（清水総合支所に限る）、本庁又は教育機関が担当する事務に係る連絡調整など

男女共同参画（女性の活躍推進）

少子・高齢化の進展や人口減少社会への移行など、社会環境が急速に変化する中、本市では、男女が互いの人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現を目指している。

平成 15 年度に施行した「男女共同参画社会をめざす福井市条例」に基づき、「男女共同参画基本計画」を策定し、男女がともに参画できる社会の形成のため各種事業に取り組んでいる。

特に、「あらゆる分野における女性の活躍」と「仕事と生活の調和が図られた社会の実現」を推進し、女性が家庭・地域・職場など、様々な場面で将来に希望を持って、いきいきと活躍することができるよう支援している。

さらには、若者に対する結婚意識の醸成や結婚を後押しするための事業を行っている。

1 意識啓発事業

（1）「福井市男女共同参画審議会」の開催

市長の附属機関として、福井市男女共同参画基本計画における取組や男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議し、効果的かつ適切な施策の推進を図ることを目的として男女共同参画審議会を開催する。

（2）「男女共同参画苦情処理機関」の設置

「男女共同参画社会をめざす福井市条例」第 27 条により、市民からの男女共同参画に関する苦情等に対応するため、苦情処理機関を設置している。

（3）子育てファミリー応援企業登録事業

「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「子育て支援」、「女性の活躍促進」に意欲的に取り組んでいる企業を登録し、広報等の支援や情報発信することにより、企業の自主的な取組の促進を図っている。

（4）男女共同参画推進地域事業

各公民館区毎に委嘱した推進員が、それぞれの地区や公民館ブロックにおいて、講演会や出前授業、パネル展など様々な事業を実施し、地域における男女共同参画意識の啓発を行っている。

（5）男女共同参画意識啓発教材「夢への招待状」の活用

福井市で働く男女それぞれの仕事への思いや働く姿を映像にまとめた意識啓発教材「夢への招待状」を活用し、小中学生に対して「将来の夢」を自由にイメージするきっかけを提供することで、性別に関わらず個性や能力を生かしあらゆる分野での活躍につなげ、男女がともに担う社会づくりの推進を図る。

（6）「福井市女性活躍推進協議会」の開催

福井市における女性活躍の推進に関する取組を効果的かつ円滑に実施するため、経済団体や金融機関、市内企業等と連携体制を構築し、情報共有や取組について協議を行う。

2 男女共同参画・子ども家庭センター事業

(1) 各種講座等開催

女性のキャリアアップや再就職支援、男性の家事・育児の参画に向けた各種講座や講演会等を開催し、広く市民に対し男女共同参画や少子化対策に関する意識啓発を行っている。

(2) 心と心をつなぐ女と男の情報誌「アイアム」発刊

男女共同参画社会の実現を目指して、市民の意識改革及び啓発の促進を目的に、公募した編集委員の企画・編集により、さまざまな男女共同参画に関する記事を掲載した情報誌を発刊している。

(3) 「福井男女共同参画ネットワーク」への活動支援

男女共同参画社会の実現を目指して、市内の各種団体やグループが加盟している「福井男女共同参画ネットワーク」の活動支援を行っている。

3 輝く女性の未来予想図事業

(1) 輝く女性の未来予想図事業

女性が輝く社会を実現するため、学生や働く女性への意識啓発のほか、企業や男性への意識改革を行い、社会全体で女性の活躍を推進できるよう、積極的な働きかけを行っている。

4 婚活支援事業

(1) 出愛 恋々応援事業

本市の未婚化・晩婚化に歯止めをかけるため、結婚を希望する若者を対象に、結婚意識の醸成から将来のパートナーとの出会い、成婚に至るまで一貫したサポート体制により結婚への支援を行っている。

